

一般廃棄物（資源物）収集運搬業務仕様書

両磐医療圏域内の岩手県立病院の一般廃棄物収集運搬業務は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」及び関係法令の定めを遵守するほか、この仕様書の定めるところにより実施するものとする。

1. 業務の内容及び排出場所

業務の内容 : 事業系一般廃棄物（資源物）の収集運搬業務
排出場所 : 別紙区分表のとおり

2. 廃棄物の種類及び数量等

事業系一般廃棄物（別紙区分表のとおり）

3. 収集日

別紙区分表のとおり

4. 搬送

受託者は、廃棄物を委託者の保管場所から搬出する場合は、専用の車両を使用し廃棄物が落下または散乱することのないよう事故防止に努めるものとする。

5. 搬送先

別紙区分表のとおり

6. その他

- ①廃棄物を収集運搬するときは、専用の車両を使用し、業務従事者はユニフォームを着用し、会社名及び氏名を記載した名札を着用すること。
- ②業務を行うにあたって、駐車場を利用する車両の妨げにならないよう配慮すること。
- ③病院廃棄物保管場所の清潔保持に努めること。
- ④業務上知り得た病院及び患者の情報等を、他に口外してはならないこと。
- ⑤業務に従事する職員の感染事故を防止するため、手袋を着用する等必要な対策を講じること。
- ⑥その他、委託者の指示によること。